

【新刊書籍】『未来の自治体論—デジタル社会と地方自治』発刊！

自治体の使命、そして未来の自治体について真正面から論じた、著者集大成の一作。

法律関連出版物、各種データベースを提供する第一法規株式会社（所在地：東京都港区、代表取締役社長：田中英弥）が、『未来の自治体論—デジタル社会と地方自治』を2023年12月19日に発刊しました。



▼詳細・試し読み・購入はこちら

https://www.daiichihoki.co.jp/store/products/detail/104800.html?utm_source=prtimes

▼amazonでの購入はこちら

<https://amzn.asia/d/ai7qCxF>

▼楽天での購入はこちら

<https://books.rakuten.co.jp/rb/17713670/>

▼紀伊国屋WEB STOREでの購入はこちら

<https://www.kinokuniya.co.jp/f/dsg-01-9784474094239>

PC、スマートフォン、スマート家電などの普及や、生成AI（ChatGPTなど）やメタバースなどの発展により、デジタル化が社会全体で進展している現代において、自治体でも一層のデジタル化が進み、住民の居住地主体で組み立てられてきた地方自治のあり方が変わろうとしています。

本書は、このようなデジタル社会という社会背景を考慮し、自治体が住民福祉の向上を目指す中で、未来の自治体はどうあるべきか、地方自治や住民との関係をどのように再構築していくべきかという視点で、新しい時代の自治体の役割や職員のミッションについて論じています。

人口が減っていく社会で、どのように資源配分をしながらみんなで支え合い、「きょうと同じように明日も暮らし続けられる」地域社会と市民生活をつくっていくのか、考えるヒントが得られる一冊です。

● 本書の特色

- ・ デジタル社会の進展を踏まえたうえで、自治体や地方自治について、デジタル改革の歴史や地方自治論、自治体組織論、職員論など多角的な視点から論じた行政学の論文集。
- ・ 地域住民の悩みや地域独自の課題に対して、自治体はどう対応すべきか、未来の自治体はどうなっていくべきかがわかり、長期的な視点で施策・計画を検討できるようになる！

1 「あるべき自治体」

市民がつくる自治体

本来的に「あるべき自治体」を想定して「市民自治体」と名付けておく。「あるべき自治体」であるから、かつて実現したことがない理想状態を指す。したがってこれからも実現できるとは限らないが、「あるべき自治体」像を想像しておけば、一歩ずつでもそこに近づくことができるかもしれない。

意見の限り、市民自治体という言葉を使って最初に本を書いたのは須田春海である（須田2005）。そこでは市民自治体が次のように定義されている。

- ①市民がつくる「団体」として
- ②市民社会のルールを尊重し
- ③市民の課題解決を支援する自治体

この3項目のうち、一番の特徴は「市民がつくる」ということであろう。少なくとも今の私たちに自治体をつくった経験がない。自治体は初めからそこにあった。しかし、もし私たちが自治体をつくるとしたら、という想像は可能である。そのとき私たちは何を求めるのか。

市民がつくる自治体に近い事例はアメリカにおける自治体（市町村）にある。アメリカでは市民が自治体をつくっている（岡部2009）。一口にアメリカと言っても、各州で憲法が異なり、手続きも違うようだが、概ね、次のような流れで市がつくられていく。

- ①地域で憲章を制定（隣接自治体の同意が必要な場合もある）
- ②州議会の議決
- ③地域での住民投票
- ④「市」の成立

たとえば、ジョージア州のサンディスプリング市は表1-1のようにしてつ

1 は旧市制に、併合後も「市民自治体」という言葉を残しながら自治体像を追求している（伊藤2007）。

くられた。

表1-1 サンディスプリング市ができるまで

2005年1月	「サンディスプリングスを市にするための会」が暫定シティ・マネージャーを選定
2005年3月	市制実施法案、市憲章法案が州議会上院下院で可決
2005年4月	州知事が法案に署名
2005年6月	住民投票で承認、知事が州知事委員（9人、市設立の準備をする）任命
2005年11月	選挙
2005年12月	市制開始

正確には、近接するアトランタ市との歴史的確執まで遡る必要があるが、市民が市をつくるのに要した直接的な期間はわずか1年である。1年間で市民は自治体をつくることができる。

どのような自治体をつくるかは、市民が憲章を定めることで決まる。たとえば、サンディスプリング市の憲章は次のような内容で構成されている。

- I 市の権限
- II 市の組織
- III 市長とシティ・マネージャーの権限
- IV 裁判所（市立裁判所）
- V 会計・財政
- VI 5年以内に憲章の見直しを行う

私たちに想像が及ばないのは、自治体がつくられる前、つまり非自治体地域のときはどのような状態だったのかという点である。日本では国民国家を形成する多くの行政が自治体によって担われているので、非自治体地域のことが想像しにくい。しかしアメリカの行政は、基本的には憲法を持つ州とその出先機関である郡によって行われている。その上で、自分たちの地域で独自の行政を展開したいということであれば、憲章を定めて地域単位に自治体をつくることができる。

2 以下、サンディスプリング市の事例については、オリバー・W・ボーター（2009）による。

● 目次

はじめに 未来の自治体論に向けて

1章 未来の自治体論へのアプローチ

- 1 「あるべき自治体」
- 2 「あるがままの自治体」
- 3 市民生活・地域社会からのアプローチ

2章 デジタル消費社会の地方自治

- 1 新しい「孤立」の顕在化
- 2 デジタル消費社会の特質
- 3 地方自治における「領域性」の再構築

3章 デジタル改革の歴史に学ぶ

- 1 半世紀を跨ぐデジタル化
- 2 「機械化」段階での論点
- 3 「電算化」段階での論点
- 4 質的転換への対応
- 5 DX時代への含意
- 6 「標準化」と自治

4章 自治体の存立根拠はどこにあるか

- 1 「市町村分離」の歴史から考える
- 2 「平成の大合併」の終焉
- 3 多様性と「標準化」の緊張関係
- 4 デジタル消費社会の「地域」と自治体

5章 デジタル消費社会の「住民」

- 1 「二重の住民登録」論の成否
- 2 原発事故避難者事務処理特例法の制定
- 3 法制定後の変化
- 4 二地域居住と参政権
- 5 なぜ実現されなかったのか
- 6 「移動社会」論からの再構築

6章 計画原理と市場原理との調整

- 1 「計画」の本質は統制にある
- 2 「しない計画」「させない計画」の可能性
- 3 被災地の多様な現状は何に起因しているか
- 4 「失敗の伝承」の失敗

7章 自治体の政治・行政改革

- 1 地域社会の制度化としての自治体
- 2 自治体議会の改革をどう考えるか
- 3 協働論のロジック
- 4 社会分権型アウトソーシング試論

8章 自治体と国との関係

- 1 「地方分権」への厭戦感
- 2 国と地方との協議の場に関する法律
- 3 国法によって策定要請される自治体計画
- 4 新型コロナウイルス感染症対策と地方自治
- 5 ポスト「新型コロナ対策」禍の国自治体間関係

9章 自治体職員のミッションとは何か

- 1 「公務員」とは何か
- 2 自治体の現場力
- 3 現場力の担い手たち
- 4 松下圭一による「自治体の発見」
- 5 自治体職員が書く

終章 自治体政策の再構築をどう進めるか

おわりに

• 商品概要

商品名：未来の自治体論—デジタル社会と地方自治

著：今井 照

定価：4,730円（本体：4,300円＋税10%）

仕様：A5判・368ページ

発売日：2023年12月19日

ISBN：978-4-474-09423-9

発売元：第一法規株式会社 https://www.daiichihoki.co.jp/?utm_source=prtimes

当プレスリリースURL

<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000635.000059164.html>

第一法規株式会社のプレスリリース一覧

https://prtimes.jp/main/html/searchrlp/company_id/59164

【本件に関する報道関係者からのお問合せ先】

第一法規株式会社 販売促進局 販売促進第二部

電話：03-3796-5477 メールアドレス：jichi_info@daiichihoki.com

自治体向け商品案内X: <https://twitter.com/daiichihoki2> (@daiichihoki2)